

答申第 758 号

情公第 1179 号

令和 3 年 5 月 6 日

神奈川県公安委員会
委員長 岡田 優子 様

神奈川県情報公開審査会
会 長 田村 達久

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

平成 30 年 2 月 21 日付けで諮問された特定事件に関する警察取扱文書一部非公開の
件（その 17）（諮問第 801 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県警察本部長が、公開請求の対象となる文書として、別表1に掲げる文書を特定し、別表2の本件処分における非公開情報欄に掲げる情報を非公開としたことは妥当である。

2 審査請求に至る経過

(1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、平成28年9月20日付けで、神奈川県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対して、特定事件に関する情報一切について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(2) 本件請求に対し、実施機関は、平成28年9月29日付けで、条例第10条第4項の規定に基づき、本件請求に対する諾否の決定期間を延長する決定を行い、さらに同年11月16日付けで、同条第5項の規定に基づき、本件請求に対する諾否の決定期間を延長する決定を行った。その後、実施機関は、平成29年9月19日付けで、別表1「本件処分において特定された文書一覧」に掲げる文書（以下「本件行政文書」と総称する。）を対象文書として特定の上、別表2「本件処分における非公開情報」における非公開情報欄に掲げる情報（以下「本件非公開情報」と総称する。）を、次のとおり非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

ア 別表2の区分欄に掲げるA-1情報、A-2情報、B-1情報からB-3情報まで、C-1情報からC-5情報まで、C-7情報からC-10情報まで、D-1情報からD-5情報まで、E-2情報、G-2情報、H-2情報、J-1情報、K-1情報、L-1情報、M-1情報、N-1情報、O-1情報、P-1情報、P-2情報、Q-1情報、R-1情報、T-1情報、U-1情報、U-2情報、V-2情報、W-2情報、W-3情報、X-2情報及びX-3情報については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報又は特定の個人を識別することはできないが、公開することより、個人の権利利益を害するおそれがあるとして条例第5条第1号本文を理由に非公開とした。

イ 別表2の区分欄に掲げるA-3情報、C-9情報、D-4情報、E-2情報、H-2情報、

J-2 情報、J-3 情報、K-2 情報、L-2 情報、L-3 情報、M-2 情報、O-2 情報、P-3 情報、Q-2 情報及びU-2 情報については、実施機関の事務に関する情報であつて、公開することにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、条例第5条第4号柱書を理由に非公開とした。

ウ 別表2の区分欄に掲げるB-4 情報、C-3 情報、C-6 情報からC-8 情報まで、C-10 情報、C-11 情報、D-3 情報、D-5 情報、E-1 情報、G-1 情報、G-2 情報、H-1 情報、T-2 情報、T-3 情報、U-2 情報、V-1 情報、V-2 情報、W-1 情報からW-3 情報まで及びX-1 情報からX-3 情報までについては、公開することにより、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき相当の理由があるとして条例第5条第6号を理由に非公開とした。

(3) 審査請求人は、平成29年10月17日付けで、本件処分について、行政不服審査法第2条の規定に基づき、その取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求書、反論書及び意見書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第1号該当性について

ア 別表2の区分欄に掲げるA-1 情報、B-1 情報、C-2 情報、C-3 情報、D-2 情報、D-3 情報、J-1 情報、K-1 情報、L-1 情報、M-1 情報、N-1 情報、O-1 情報、P-1 情報、Q-1 情報、R-1 情報、T-1 情報、U-1 情報、V-2 情報、W-2 情報及びX-2 情報（以下「警部補相当職以下の氏名等」という。）

警部補相当職以下の者の印影は、名字のみが記されたものであることから特定の個人を識別することはできず、条例第5条第1号本文に該当しない。

警部補以下の階級に相当する職であるかどうかの弁明がなされていない。相当職に該当しない者の氏名は、同号ただし書イに該当する。

イ 別表2の区分欄に掲げるA-2 情報、B-2 情報及びB-3 情報

標記の情報は、当該情報であることをもって一律に非公開とすべきではない。被害者の住所を除き権利利益を害するおそれがある部分を非公開とした上で、部分公開すべきである。特に領収書は、発行者の所在地の記載部分のみならず、

全部が黒塗りのものも多く、部分公開さえ実施されていないものも多い。また、相手方が公務員である場合には、同情報を公開する程度では個人の正当な権利利益を害するおそれがあるとはいえない。さらに、公務員への公金の支出は、財務会計上の行為として監査請求及び住民訴訟の対象となるものであるから、当然に公開情報として取り扱われるべきものである。

これらの情報は、特定事件の捜査がいかに行われているかが分かる情報であり、特定事件の性質から、障害者の権利擁護に資する情報として公開すべきであるため、条例第5条第1号ただし書ア及びイに該当する。また、特定事件を捜査することは、公務員の職務遂行情報であることから、同号ただし書ウに該当する。とりわけ、これらの情報は、特定事件の性質から、同号ただし書エに該当する。

よって、これらの情報は、同号本文に該当せず、たとえ同号本文に該当したとしても同号ただし書ア、イ、ウ及びエに該当する。

ウ 別表2の区分欄に掲げるC-1情報

公安委員の自宅住所とされる情報については、当該委員が法人の役員であって登記簿謄本等により氏名とともに自宅の住所を公にしている場合は、条例第5条第1号ただし書アに該当する。また、公安委員の在勤庁は、どこで公務を執っているかという公務員の職務遂行情報であることから、同号ただし書ウに該当する。

エ 別表2の区分欄に掲げるC-2情報からC-4情報まで、C-7情報、D-1情報及びD-2情報

警部補以下の階級にある警察官（相当職の職員及び捜査員を含む）及び警部以上の警察官（以下「警察職員」と総称する。）の「出発地・用務地」欄の自宅住所及び「利用駅」欄の自宅最寄駅は、当該情報であることをもって一律に非公開とすべきではない。公務員の公務員住宅以外の住所を除き権利利益を害するおそれがある部分を非公開とした上で、部分公開すべきである。また、公務員の自宅住所が公務員住宅であれば、その所在地は公表慣行があるとして条例第5条第1号ただし書イに該当し、公務員の職務遂行情報であることから、同号ただし書ウに該当する。

これらの情報は、特定事件の捜査がいかに行われているかが分かる情報であり、特定事件の性質から、障害者の権利擁護に資する情報として公開すべきであるため、同号ただし書ア及びイに該当する。とりわけ、これらの情報は、特定事件の性質から、同号ただし書エに該当する。

よって、これらの情報は、同号本文に該当せず、たとえ同号本文に該当したとしても同号ただし書ア、イ、ウ及びエに該当する。

オ 別表2の区分欄に掲げるC-5情報及びC-8情報

旅費の支給額は、相手方が公務員である場合には、同情報を公開する程度では個人の正当な権利利益を害するおそれがあるとはいえない。さらに、公務員への公金の支出は、財務会計上の行為として監査請求及び住民訴訟の対象となるものであるから、当然に公開情報として取り扱われるべきものである。

これらの情報は、特定事件の捜査がいかに行われているかが分かる情報であり、特定事件の性質から、障害者の権利擁護に資する情報として公開すべきであるため、条例第5条第1号ただし書ア及びイに該当する。また、特定事件を捜査することは、公務員の職務遂行情報であることから、同号ただし書ウに該当する。とりわけ、これらの情報は、特定事件の性質から、同号ただし書エに該当する。

よって、これらの情報は、同号本文に該当せず、たとえ同号本文に該当したとしても同号ただし書ア、イ、ウ及びエに該当する。

カ 別表2の区分欄に掲げるC-9情報、C-10情報、D-4情報及びD-5情報

標記の情報は、当該情報であることをもって一律に非公開とすべきではない。被害者や捜査協力者の住所を除き、権利利益を害するおそれがある部分を非公開とした上で部分公開すべきである。また、捜査活動を行った先であれば、個人識別情報には該当しない。

これらの情報は、特定事件の捜査がいかに行われているかが分かる情報であり、特定事件の性質から、障害者の権利擁護に資する情報として公開すべきであるため、条例第5条第1号ただし書ア及びイに該当する。また、特定事件を捜査することは、公務員の職務遂行情報であることから、同号ただし書ウに該当する。とりわけ、これらの情報は、特定事件の性質から、同号ただし書エに

該当する。

よって、これらの情報は、同号本文に該当せず、たとえ同号本文に該当したとしても同号ただし書ア、イ、ウ及びエに該当する。

キ 別表2の区分欄に掲げるE-2情報及びH-2情報

別添要求資料の「所要額」欄、「基本経費、振替勤務等による対応額」欄及び「要求額」欄並びに所要額の積算内訳の「積算内訳」欄（以下「要求額情報」と総称する。）は、当該情報であることをもって一律に非公開とすべきではない。個別の事件ごとか否かに関わらず、捜査に従事した職員の人数、超過時間、日数等は、明らかに公務員の職務遂行情報であり、また、時間外勤務の集合体とされる情報は、個人を特定することはできず、当該個人の正当な権利利益を害するおそれもないことから、条例第5条第1号本文には該当せず、同号ただし書ウに該当する。

これらの情報は、特定事件の捜査がいかに行われているかが分かる情報であり、特定事件の性質から、障害者の権利擁護に資する情報として公開すべきであるため、同号ただし書ア及びイに該当する。とりわけ、これらの情報は、特定事件の性質から、同号ただし書エに該当する。

よって、これらの情報は、同号本文に該当せず、たとえ同号本文に該当したとしても同号ただし書ア、イ、ウ及びエに該当する。

ク 別表2の区分欄に掲げるG-2情報及びU-2情報

債権者等、住所、名称及び振込先（債権者等から振込先までを「債権者等情報」と総称する。）並びに別添資料は、捜査活動を行った先であれば、個人識別情報には該当しない。

これらの情報は、特定事件の捜査がいかに行われているかが分かる情報であり、特定事件の性質から、障害者の権利擁護に資する情報として公開すべきであるため、条例第5条第1号ただし書ア及びイに該当する。また、これらの情報は、公務員の職務遂行情報であることから、同号ただし書ウに該当する。とりわけ、これらの情報は、特定事件の性質から、同号ただし書エに該当する。

よって、これらの情報は、同号本文に該当せず、たとえ同号本文に該当したとしても同号ただし書ア、イ、ウ及びエに該当する。

ケ 別表2の区分欄に掲げるW-3情報及びX-3情報

標記の情報は、当該情報であることをもって一律に非公開とすべきではない。捜査協力者の住所を除き権利利益を害するおそれがある部分を非公開とした上で、部分公開すべきである。また、捜査活動を行った先であれば、個人識別情報にも該当しない。

これらの情報は、特定事件の捜査がいかに行われているかが分かる情報であり、特定事件の性質から、障害者の権利擁護に資する情報として公開すべきであるため、条例第5条第1号ただし書ア及びイに該当する。また、これらの情報は、公務員の職務遂行情報であることから、同号ただし書ウに該当する。とりわけ、これらの情報は、特定事件の性質から、同号ただし書エに該当する。

よって、これらの情報は、同号本文に該当せず、たとえ同号本文に該当したとしても同号ただし書ア、イ、ウ及びエに該当する。

(2) 条例第5条第4号柱書該当性について

ア 別表2の区分欄に掲げるA-3情報、J-2情報、K-2情報、L-2情報、M-2情報、O-2情報、P-3情報及びQ-2情報（以下「本件警電番号」という。）

本件警電番号に関する実施機関の弁明は、司法警察に関するものであり、行政警察活動に関する電話番号である本件警電番号には、当てはまらないものである。

よって、これらの情報は、条例第5条第4号柱書に該当しない。

イ 別表2の区分欄に掲げるC-9情報及びD-4情報

用務名を大規模被害者支援用務とするC文書の「出発地・用務地」欄、「利用駅」欄及びD文書の「出発地・用務地」欄の用務先（以下「被害者支援用務先情報」と総称する。）は、当該情報であることをもって一律に非公開とすべきではない。被害者支援事務の適正な遂行に支障を来すおそれがある部分を非公開とした上で、部分公開すべきである。さらに、公務員への公金の支出は、財務会計上の行為として監査請求及び住民訴訟の対象となるものであるから、当然に公開情報として取り扱われるべきものであり、例えば、特定事件の被害者団体等がその所在地を公にしているのであれば、公開しても支障はない。

よって、これらの情報は、条例第5条第4号柱書に該当しない。

ウ 別表2の区分欄に掲げるE-2情報及びH-2情報

要求額情報については、公務員への公金の支出が財務会計上の行為として監査請求及び住民訴訟の対象となるものであるから、当然に公開情報として取り扱われるべきものであり、職員に支払われた公金の価額は、具体的な積算内容まで含めて、地方財務行政の適正化を促進するために公開する必要性が強く、むしろ公益の観点からも説明責任がある。

よって、これらの情報は、条例第5条第4号柱書に該当しない。

エ 別表2の区分欄に掲げるJ-3情報及びL-3情報

予定価格内訳の「単価」欄や「金額」欄は、一般に情報公開請求に対して公開になるものであり、公務員への公金の支出であれば財務会計上の行為として監査請求及び住民訴訟の対象となるものであるから、当然に公開情報として取り扱われるべきものである。そして、競争入札であれば、価格を事後に公開することが公正な競争による金額の適正化を形成する作用であり、随意契約であれば、なおのこと地方財務行政の適正化の観点からも、公開することの必要性及び公益性は高まる。

よって、これらの情報は、条例第5条第4号柱書に該当しない。

オ 別表2の区分欄に掲げるU-2情報

債権者等情報は、当該情報であることをもって一律に非公開とすべきではない。また、社会的反響が大きいことは、非公開事由とはならない。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当しない。

(3) 条例第5条第6号該当性について

ア 別表2の区分欄に掲げるB-4情報及びC-11情報

車両登録番号は、当該情報であることをもって一律に非公開とすべきではない。犯罪の予防、捜査等に支障を来すおそれがある部分を非公開とした上で、部分公開すべきである。

例えば、レンタカーであれば「わ」ナンバーであるなど、捜査用車両であること特有の情報であれば、捜査関係の車両であることを公開している以上、当該車両も公開すべきである。

よって、これらの情報は、条例第5条第6号に該当しない。

イ 別表2の区分欄に掲げるC-3情報、C-7情報、C-10情報及びD-5情報

用務名を各事件の捜査用務とするC文書の「出発地・用務地」欄及び「利用駅」欄並びにD文書の「出発地・用務地」欄の用務先（以下「事件捜査用務先情報」と総称する。）を公開したところで、具体的な捜査活動は明らかにならず、当該情報であることをもって一律に非公開とすべきではない。特定事件の捜査、公訴の維持等に支障を及ぼすおそれがある部分を非公開とした上で、部分公開すべきである。また、実施機関が差別意識を持たず適切に用務先を選択し捜査しているかを監視する必要がある、社会的反響が大きいことは、非公開事由とはならない。

よって、これらの情報は、条例第5条第6号に該当しない。

ウ 別表2の区分欄に掲げるC-6情報、W-1情報及びX-1情報

警部以上の捜査員の氏名は、条例第5条第1号ただし書イに該当するため、捜査員や捜査主任官の氏名であることをもって、同号以外の非公開事由に該当するということは、同号ただし書イの法意を没却ないし潜脱するものであり、具体的に事件関係者等から当該捜査員等に対する報復等が行われようとしてされている訳ではない場合には、同条第6号に該当しない。

エ 別表2の区分欄に掲げるC-8情報、E-1情報、G-1情報、G-2情報、H-1情報、V-1情報、W-3情報及びX-3情報

標記の情報は、当該情報であることをもって一律に非公開とすべきではない。特定事件の捜査、公訴の維持等に支障を及ぼすおそれがある部分を非公開とした上で、部分公開すべきである。

これらの情報を公開しても直ちに犯罪の予防、捜査、公訴の維持等に支障を及ぼすおそれがあるとはいえない。社会的反響が大きいことは、非公開事由とはならない。

さらにE-1情報、G-2情報及びH-1情報にあつては、地方財務行政の適正化を図る上で、結果だけではなくその経緯や根拠、差別的な内容が含まれていないかを外部の目で確認する必要性は強い。

よって、これらの情報は、条例第5条第6号に該当しない。

オ 別表2の区分欄に掲げるT-2情報

証拠品車両登録番号は、当該情報であることをもって一律に非公開とすべきではない。特定事件の捜査、公訴の維持等に支障を及ぼすおそれがある部分を非公開とした上で、部分公開すべきである。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号には該当しない。

カ 別表2の区分欄に掲げる T-3 情報

停車場所については、証拠品車両の外観を見たとしても、一般人には、証拠品車両だと認識することはできず、遺留場所であると特定することは不可能である。また、非公開事由に該当した時期があったとしても、停車が終了してから相当期間経過した時点においては、非公開とする理由は消滅していたというべきである。さらに障害者が被害者になった場合にかかる文書を実施機関が比較的緩く管理していたり、警察組織の遠方に停車したりしていたことがないかを監視するためにも公開は必要である。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当しない。

キ 別表2の区分欄に掲げる U-2 情報

債権者等情報は、当該情報であることをもって一律に非公開とすべきではない。特定事件の捜査、公訴の維持等に支障を及ぼすおそれがある部分を非公開とした上で、部分公開すべきである。例えば、所在地を公にしている特定事件の被害者団体等に対し、実施機関が照会を行うことは想像に難くないし、当該団体等が支払先に係る振込先の情報を一般に対しても公にするものであれば、公開することに支障はない。また、社会的反響が大きいことは、非公開事由とはならない。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当しない。

(4) 条例第7条該当性について

特定事件の重大性に鑑みれば、本件処分において非公開とされた全ての本件非公開情報は公開されるべきである。

(5) 本件請求の対象となる文書の特定について

ア 文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法である。加えて、実施機関は、文書の再検索を行っておらず不当である。

イ 実施機関は、特定事件発生前からの文書も確認すべきであり、確認しなかったことは公開請求権の侵害である。

(6) その他

ア 公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきである。

イ 行政文書の写し等の交付に要する費用の定めは、条例第1条等に反する。

ウ 審査請求人は、反論書の副本の提出を強いられており、かかる対応は行政不服審査法第1条に反する。

4 実施機関（担当：神奈川県警察本部総務部会計課）の説明要旨

弁明書及び意見書における説明を整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第1号該当性について

ア 別表2の区分欄に掲げるA-1情報、B-1情報、C-2情報、C-3情報、D-2情報、D-3情報、J-1情報、K-1情報、L-1情報、M-1情報、N-1情報、O-1情報、P-1情報、Q-1情報、R-1情報、T-1情報、U-1情報、V-2情報、W-2情報及びX-2情報

警部補相当職以下の氏名等は、特定の個人が識別される情報に該当するため、条例第5条第1号本文に該当する。

そして、これらの情報は、神奈川県職員録、新聞の異動記事その他のいかなる媒体においても公表されておらず、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないことから、同号ただし書イに該当しない。

また、これらの情報は、法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付（以下「閲覧等」という。）が認められている情報、公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報又は人の生命、身体等を保護するため公開することが必要であると認められる情報には該当しないことから、同号ただし書ア、ウ及びエに該当しない。

イ 別表2の区分欄に掲げるA-2情報及びB-3情報

振込金額は、C文書において特定の個人が識別され、又は識別され得る情報として非公開とした当該受取人への支給額であり、これらの情報が公開されれば、支給額の内訳である鉄道運賃が明らかとなり自宅最寄駅が判明するおそれがある。また、振込先欄には、金融機関名、口座番号及び名義人が記載されていることから、これらの情報は特定の個人が識別され、又は識別され得る情報として、条例第5条第1号本文に該当し、同号ただし書ア、イ、ウ及びエに該当しない。

ウ 別表2の区分欄に掲げるB-2情報

標記の情報には、犯罪捜査に関し関係者を送迎した際に使用した駐車場及び支払先の領収書並びに送迎先の施設名が記載されており、かかる情報が公開されれば、駐車場及び施設の所在地から関係者の送迎先が明らかとなることから、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報又は個人の権利利益を害するおそれがある情報として、条例第5条第1号本文に該当し、同号ただし書ア、イ、ウ及びエに該当しない。

エ 別表2の区分欄に掲げるC-1情報

公安委員の「在勤庁」欄、「出発地・用務地」欄及び「利用駅」欄には、公安委員の自宅住所の一部及び自宅最寄駅が記載されていることから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得る情報として、条例第5条第1号本文に該当し、同号ただし書ア、イ、ウ及びエには該当しない。

オ 別表2の区分欄に掲げるC-2情報からC-4情報まで、C-7情報、C-9情報、C-10情報、D-1情報、D-2情報、D-4情報及びD-5情報

標記の情報には、警察職員の自宅住所及び自宅最寄駅、特定事件の被害者若しくは遺族（以下「被害者等」と総称する。）の住所、関係先の名称若しくは住所（以下「被害者関係先等」と総称する。）又は捜査員が捜査のために赴いた施設等の名称若しくは住所が記載されていることから、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報として、条例第5条第1号本文に該当し、同号ただし書ア、イ、ウ及びエに該当しない。

カ 別表2の区分欄に掲げるC-5情報及びC-8情報

標記の情報には、職員が利用した鉄道等の交通費の集計額が記載されている。

これらの情報が公開されれば、個別の交通費が明らかとなり、自宅最寄駅が判明するおそれがあることから、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報として、条例第5条第1号本文に該当し、同号ただし書ア、イ、ウ及びエに該当しない。

キ 別表2の区分欄に掲げるE-2情報及びH-2情報

要求額情報には、時間外勤務手当の算出の基となる時間外勤務手当等基礎額、超過時間等の勤務時間に関する情報が記載されており、所要額の積算内訳に記載された各階級の人数ごとの時間外勤務に関する情報を別添要求資料に事件・事案ごとにまとめたものである。これは、時間外勤務手当として職員個人に支払われた金額に直結する情報であって、特定の個人を識別することはできないものの、その内容は、個人の財産・収入の状況に関する情報であることから、当該個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当する。

よって、これらの情報は、条例第5条第1号本文に該当し、同号ただし書ア、イ、ウ及びエに該当しない。

ク 別表2の区分欄に掲げるG-2情報

別添資料には、特定警察署が特定事件捜査の一環として行った照会の対象となった事件関係者の氏名、年齢、生年月日等が記載されていることから、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報又は個人の権利利益を害するおそれがある情報として、条例第5条第1号本文に該当し、同号ただし書ア、イ、ウ及びエに該当しない。

ケ 別表2の区分欄に掲げるP-2情報

法人担当者名は、特定警察署が物品の購入契約のために事前に提出を依頼した参考の見積書に記載された担当者名であることから、特定の個人が識別される情報として、条例第5条第1号本文に該当し、同号ただし書ア、イ、ウ及びエに該当しない。

コ 別表2の区分欄に掲げるU-2情報

債権者等情報には、特定事件捜査に伴い、特定警察署が捜査に関する照会を行った際の手数料の支払先である債権者等の区分、支払先住所、支払先名称及び振込先口座情報が記載されていることから、特定の個人が識別され、若しく

は識別され得る情報又は個人の権利利益を害するおそれがある情報として、条例第5条第1号本文に該当し、同号ただし書ア、イ、ウ及びエに該当しない。

サ 別表2の区分欄に掲げるW-3情報及びX-3情報

標記の情報は、捜査活動に係る諸経費の個別執行に伴い、事件関係者の氏名、住所等が記載されていることから、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報として、条例第5条第1号本文に該当し、同号ただし書ア、イ、ウ及びエに該当しない。

(2) 条例第5条第4号柱書該当性について

ア 別表2の区分欄に掲げるA-3情報、J-2情報、K-2情報、L-2情報、M-2情報、O-2情報、P-3情報及びQ-2情報

警察業務は、検挙や規制を行うものであることから、業務遂行に当たっては被疑者等から反発を招くことが予想される。したがって、本件警電番号は、公開することにより、被疑者等からの事務妨害等を目的とした特定の内線番号に対する嫌がらせ電話を招くなど、通常業務における必要な連絡や突発事案への対応等、警察の通信事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、これらの情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

イ 別表2の区分欄に掲げるC-9情報及びD-4情報

被害者支援用務先情報には、特定事件の被害者等の住所又は被害者関係先等が記載されている。

被害者支援活動は、被害者等が受けた被害を回復し、又は軽減し、地域社会で再び平穏な日常生活を営むことができるようにするための取組みで、被害者等の視点に立ち、被害者等のニーズに対応する形で行われる被害者等を巡る活動であるところ、これらの情報が公開されれば、被害者等の住所及び被害者関係先等が明らかとなることで、被害者等への無理解による言動、配慮に欠ける対応等の二次被害を受ける可能性があり、ひいては被害者等からの警察への信頼が損なわれ、警察との接触に消極的となり被害者等のニーズの把握等が困難となることから、被害者支援事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、これらの情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

ウ 別表2の区分欄に掲げるE-2情報及びH-2情報

別添要求資料は、所要額の積算内訳に記載された各階級の人数ごとの時間外勤務に関する情報を事件・事案ごとにまとめたものであるところ、当該資料中の要求額情報には、時間外勤務手当の算出の基となる時間外勤務手当等基礎額、超過時間等の勤務時間に関する情報が記載されている。

これらの情報は、職員が捜査や各種警察業務を遂行するに当たり、時間外勤務にどのくらい従事したかの時間外勤務の実態を端的に示す情報である。これらの情報が公開されれば、時間外勤務に対する正当な対価を支払うための具体的な積算内容である職員ごとの勤務時間に関する情報が明らかとなることから、時間外勤務手当の支給に必要な予算要求事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、これらの情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

エ 別表2の区分欄に掲げるJ-3情報及びL-3情報

予定価格内訳の「単価」欄及び「金額」欄には、物品を購入する際に契約担当者があらかじめ設定した、契約の目的となる物品、取引の実例価格、需給の状況等を考慮して適正に定めた契約を決定する際の指標となる予定価格及び予定価格を基に購入数量に応じた物品ごとの購入予定金額が記載されている。これらの情報が公開されれば、今後の同種物品の購入契約において、予定価格が類推され、適正な額での契約が困難となり、支出負担事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、これらの情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

オ 別表2の区分欄に掲げるU-2情報

債権者等情報には、特定事件捜査に伴い、特定警察署が捜査に関する照会を行った際の手数料の支払先である債権者等の区分、支払先住所、支払先名称及び振込先口座情報が記載されている。かかる情報が公開されれば、特定事件に関し振込先相手方に問合せ等が行われ、それにより、相手方との信頼関係を損ない、今後の手数料を支払うための公正で円滑な執行に著しい支障が生じるなど、支出負担事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

(3) 条例第5条第6号該当性について

ア 別表2の区分欄に掲げるB-4情報及びC-11情報

車両登録番号は、捜査に使用する捜査用車両の登録番号が記載されており、公開することにより、当該捜査用車両を使用しての秘匿性のある捜査活動等に支障を及ぼすなど、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがある。

よって、これらの情報は、条例第5条第6号に該当する。

イ 別表2の区分欄に掲げるC-3情報、D-3情報、V-2情報、W-2情報及びX-2情報

標記の情報は、特定事件に従事した警部補以下の階級にある捜査員の氏名、印影、自宅住所及び最寄駅が記載されており、これらの情報が公開されれば、犯罪捜査に従事する捜査員が特定され、被疑者等から嫌がらせを受けるなど、当該捜査員の生命、身体等の安全を脅かす犯罪を誘発する可能性があることから、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがある。

よって、これらの情報は、条例第5条第6号に該当する。

ウ 別表2の区分欄に掲げるC-6情報からC-8情報まで

標記の情報は、特定事件に従事した警部以上の捜査員の氏名、自宅住所及び最寄駅並びに当該捜査員に支給する旅費が記載されているところ、A文書において警部以上の階級にある警察官の氏名及び支給額を公開していることから、用務内容が殺人事件捜査用務であるC文書に記載されたこれらの情報を公開すると、警部の階級にある特定事件における捜査主任官が推測され、又は自宅最寄駅若しくはバス停及び路線経路が判明して当該捜査主任官の自宅住所が推測され、被疑者等から嫌がらせを受けるなど、当該捜査主任官の生命、身体等の安全を脅かす犯罪を誘発する可能性があることから、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがある。

よって、これらの情報は、条例第5条第6号に該当する。

エ 別表2の区分欄に掲げるC-10情報及びD-5情報

事件捜査用務先情報には、特定事件を含め捜査員が捜査方針に基づき赴いた施設等の名称又は住所が記載されており、個々の捜査員の活動を示した警察の捜査活動につながる情報である。これらの情報が公開されれば、捜査の進捗状況及び捜査協力者等が推測され、被疑者やその関係者等による逃亡、証拠隠滅、

妨害行為等の対抗措置が講じられ、刑事裁判に不当な影響を及ぼす可能性があり、公判の適正が確保されなくなるおそれがあることから、事件の捜査、公訴の維持その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

よって、これらの情報は、条例第5条第6号に該当する。

オ 別表2の区分欄に掲げるE-1情報、G-1情報及びH-1情報

要求事由並びに別添要求資料の「件名」欄、「開始日」欄及び「体制」欄、所要額の積算内訳の「件名」欄及び人数並びに要求額の積算内訳及び要求の内容（以下「要求根拠情報」と総称する。）には、事件の発生署及び事件主管課が担当する事件・事案名、開始日、体制の人数並びに歳出予算再配当の要求が必要となった理由が、それぞれ記載されている。これらの情報が公開されれば、警察が認知し捜査に着手している事件名、発生署が明らかとなるだけでなく、警察の具体的な事件に対する捜査の体制や活動の活発さなどの捜査状況を推測することが可能となり、被疑者等の事件関係者による逃亡、証拠隠滅、体制等の間隙を突いての妨害行為等の対抗措置が講じられ、刑事裁判に不当な影響を及ぼす可能性が生じ、公判の適正が確保されなくなるおそれがあり、あるいはいまだ警察に認知されていない事件の犯人による更なる犯罪行為の敢行がなされるおそれがあることから、犯罪の予防及び捜査、公訴の維持その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

よって、これらの情報は、条例第5条第6号に該当する。

カ 別表2の区分欄に掲げるG-2情報

別添資料には、特定警察署が特定事件捜査の一環として行った照会の対象となった事件関係者の氏名、年齢、生年月日等が記載されている。かかる情報が公開されれば、事件として立件するための罪状を決める資料、捜査の進捗状況等が明らかとなり、特定事件の刑事裁判に不当な影響を及ぼす可能性があり、公判の適正が確保されなくなるなど、特定事件の捜査、公訴の維持その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

キ 別表2の区分欄に掲げるT-2情報

標記の情報は、犯罪捜査における証拠品の車両登録番号であり、かかる情報

が公開されれば、当該車両が特定され、特定事件の刑事裁判に不当な影響を及ぼす可能性が生じて公判の適正が確保されなくなるなど、社会的反響が大きい特定事件の犯罪の捜査、公訴の維持等に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

ク 別表2の区分欄に掲げる T-3 情報

証拠品車両移動料（支払）に添付の請求書に記載された駐車場所に関する情報は、特定事件の捜査に必要な証拠品車両を停車していた住所が記載されている。かかる情報が公開されれば、特定事件の立件に必要な証拠品車両の保管場所が明らかとなり、当該車両を狙った本件被疑者の関係者等による証拠隠滅、捜査活動への妨害等の対抗措置を講じられ、特定事件の刑事裁判に不当な影響を及ぼす可能性があり、公判の適正が確保されなくなるなど、特定事件の捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

ケ 別表2の区分欄に掲げる U-2 情報

債権者等情報には、特定事件捜査に伴い、特定警察署が捜査に関する照会を行った際の手数料の支払先である債権者等の区分、支払先住所、支払先名称及び振込先口座情報が記載されている。かかる情報が公開されれば、特定事件の捜査先が判明し、捜査の進捗状況が推察されて本件被疑者の関係者等による捜査活動への妨害等の対抗措置が講じられ、特定事件の刑事裁判に不当な影響を及ぼす可能性があり、公判の適正が確保されなくなるなど、特定事件の捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

コ 別表2の区分欄に掲げる V-1 情報

標記の情報は、捜査費の個別の執行に係る月日、摘要、収入金額、支払金額及び差引残高が記載されており、かかる情報が公開されれば、捜査費の個別の執行状況が明らかとなり、捜査活動の状況が推認され、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

サ 別表2の区分欄に掲げる W-1 情報及び X-1 情報

標記の情報は、事件を直接又は総合的に指揮する立場の警部以上の警察官の氏名が記載されている。これらの情報を公開すると、事件を指揮する立場の警察官が特定され、被疑者等から嫌がらせを受けるなど、当該警察官の生命、身体等の安全を脅かす犯罪を誘発する可能性があることから、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがある。

よって、これらの情報は、条例第5条第6号に該当する。

シ 別表2の区分欄に掲げるW-3情報及びX-3情報

標記の情報は、捜査費に係る個別の捜査活動及び捜査協力者に対する諸経費等に関する証拠書類等を編てつしたものであり、これらの情報が公開されれば、捜査費の個別の執行状況が明らかとなり、捜査活動の状況が推認され、さらには情報提供者等の捜査協力者が特定されることとなれば、被疑者等からの報復や嫌がらせを受ける可能性もあり、今後の捜査協力が得られなくなるなど、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがある。

よって、これらの情報は、条例第5条第6号に該当する。

(4) 条例第7条該当性について

本件非公開情報は、前記(1)から(3)までのとおり、条例第5条第1号本文、第4号柱書及び第6号のいずれかに該当するため非公開としたものであり、本件非公開情報を公開することによって生じる支障を上回る公益上の必要があるとは認められない。

(5) 本件請求の対象となる文書の特定について

実施機関が、本件請求の対象となる行政文書として、本件行政文書を特定したことについては、次のとおり、その特定に遺漏はない。

会計課は、分掌事務として、予算、決算及び会計に関する業務を所管している。

本件行政文書のうち、

ア A文書及びB文書は、各所属において、警察職員が交通機関を利用しての特定事件を含む捜査や警察業務に従事した際に負担した1か月分の旅費又は立替払いをした有料駐車場利用料に対する経費を支給するための歳出予算の執行として行う支出負担行為に関して作成した活動旅費及び駐車場利用料に係る支出等関係文書

- イ C文書及びD文書は、公安委員及び警察職員が視察、事件捜査、被害者支援活動等の警察活動のための出張後、その経路や運賃等の出張内容について神奈川県警察職員総合管理システムを使用して作成した旅行命令簿・旅費請求書（内国）及び旅行命令簿（内国）
- ウ E文書からI文書は、警察本部特定所属及び特定警察署において、特定事件を含む捜査に従事した捜査員及び各種警察業務に従事した職員に対する時間外勤務手当並びに特定警察署における特定事件捜査のための必要経費に不足が見込まれたことから歳出予算の再配当を要求するために作成した県費歳出予算配当（令達）請求書、県費歳出予算再配当（支出計画）要求書、県費歳出予算再配当（令達）要求書及び平成28年度第2四半期追加分県費歳出予算内示書
- エ J文書からS文書は、特定警察署において、特定事件における捜査本部設置に伴い物品等の需要が生じたことから、必要とする不足額の増額並びに購入する物品の発注及び支払について作成した写真用紙ほかの購入、USBメモリーの購入、上半期分複写機用再生紙の購入の増額、上半期分複写機用再生紙購入代（7月分）、輪ゴムほかの購入、8月分経常物品の発注並びに照会文書回答手数料の不足額の要求に係る支出等関係文書
- オ T文書及びU文書は、特定警察署において、特定事件の捜査協力先に対する各種手数料を支払うために作成した証拠品車両移動料及び照会文書回答手数料に係る支出等関係文書
- カ V文書からX文書は、警察本部特定所属及び特定警察署において、捜査費の現金出納を明らかにするために記載し、1か月ごとの出納状況について特定所属長及び特定警察署長が検印した平成28年度現金出納簿並びに捜査費の交付及び精算を明らかにするために作成した平成28年度8月分の捜査費証拠書類綴（8月分捜査費総括表（県費）、捜査費支出伺、捜査諸雑費交付書兼支払精算書及び支払伝票）、9月分捜査諸雑費交付書兼支払精算書及び捜査費支出伺といった捜査費に係る関係文書
- であり、いずれも実施機関が管理していたものである。

実施機関は、これら以外に本件請求の対象として特定すべき行政文書は、管理

していない。

また、審査請求人は、特定事件発生前からの行政文書を確認すべき旨主張するが、実施機関は、特定事件発生前を含め本件請求の対象となる文書の検索を行ったところ、当該行政文書は存在しなかったものである。

5 審査会の判断理由

(1) 本件請求の対象となる文書の特定について

本件行政文書は、前記4(5)に示す経緯のとおり、いずれも特定事件に関連して作成されたものであると認められ、実施機関が本件行政文書を本件請求に係る対象文書として特定したことは、その分掌事務に照らし妥当であると認められる。

また、審査請求人は、実施機関が特定事件発生前の行政文書も確認すべき旨主張するが、当審査会が確認したところ、実施機関は特定事件発生前の文書についても検索を行っていることが認められるため、かかる主張を認めることはできない。

(2) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とする旨規定している。

もっとも、同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」(同号ただし書ア)、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」(同号ただし書イ)、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」(同号ただし書ウ)及び「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」(同号ただし書エ)に該当する情報については、公開すべき旨規定している。

そこで、別表2の区分欄に掲げるA-1情報、A-2情報、B-1情報からB-3情報まで、C-1情報からC-5情報まで、C-7情報からC-10情報まで、D-1情報から

D-5 情報まで、E-2 情報、G-2 情報、H-2 情報、J-1 情報、K-1 情報、L-1 情報、M-1 情報、N-1 情報、O-1 情報、P-1 情報、P-2 情報、Q-1 情報、R-1 情報、T-1 情報、U-1 情報、U-2 情報、V-2 情報、W-2 情報、W-3 情報、X-2 情報及び X-3 情報の同号の該当性について、以下、検討する。

ア 別表 2 の区分欄に掲げる A-1 情報、B-1 情報、C-2 情報、C-3 情報、D-2 情報、D-3 情報、J-1 情報、K-1 情報、L-1 情報、M-1 情報、N-1 情報、O-1 情報、P-1 情報、Q-1 情報、R-1 情報、T-1 情報、U-1 情報、V-2 情報、W-2 情報及び X-2 情報

当審査会が確認したところ、警部補相当職以下の氏名等は、警部補以下の階級にある警察官のほかに警部補以下の階級に相当する副主幹級以下の職員の氏名及び印影が記載されていることが認められる。これらの情報は、特定の個人が識別される情報であることは明らかであるため、条例第 5 条第 1 号本文に該当すると判断する。

また、これらの情報は、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報に該当せず、神奈川県職員録、新聞の異動記事その他のいかなる媒体においても一般的には公表されておらず、今後、公表される予定も認められないことから、同号ただし書ア及びイに該当しない。また、これらの情報は、内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

よって、これらの情報は、同号ただし書ア、イ、ウ及びエのいずれにも該当しないと判断する。

なお、審査請求人は、警部補相当職以下の氏名等に含まれる印影及び警部補以下の階級に相当する職員の氏名について、前記 3 (1) アのとおり主張するが、当該印影については、それに係る警察職員の所属する警察署、部署等とともに押印されている以上、姓のみが記された印影であっても、特定の個人を識別できるものであり、また、警部補相当職以下の氏名等には、上述のとおり、警部補以下の階級に相当する副主幹級以下の職員の氏名及び印影が含まれていることから、同号本文に該当するとして非公開としたものであると認められるため、かかる主張を採用することはできない。

イ 別表2の区分欄に掲げるA-2情報及びB-3情報

当審査会が確認したところ、振込金額は、受取人が利用した鉄道交通費の集計額であり、振込先欄には、受取人に係る金融機関名、口座番号及び名義人が記載されていることが認められる。これらの情報は、当該受取人の氏名とともに記載されていることから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることは明らかであるため、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、これらの情報は、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報又は慣行として公にされ、若しくは公にすることが予定されている情報には該当しないことから、同号ただし書ア及びイに該当せず、これらの情報の内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

よって、これらの情報は、同号ただし書ア、イ、ウ及びエのいずれにも該当しないと判断する。

ウ 別表2の区分欄に掲げるB-2情報

当審査会が確認したところ、標記の情報は、犯罪捜査に関し関係者を送迎した際に使用した駐車場及び支払先の領収書並びに送迎先の施設名が記載されており、特定事件の関係者等に関わる個人に関する情報であると認められる。したがって、かかる情報は、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報に該当することから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、かかる情報は、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報又は慣行として公にされ、若しくは公にすることが予定されている情報には該当しないことから、同号ただし書ア及びイに該当せず、かかる情報の内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

よって、かかる情報は、同号ただし書ア、イ、ウ及びエのいずれにも該当しないと判断する。

エ 別表2の区分欄に掲げるC-1情報

当審査会が確認したところ、公安委員の「在勤庁」欄、「出発地・用務地」欄

及び「利用駅」欄には公安委員の自宅住所の一部及び自宅最寄駅が記載されており、公安委員の氏名とともに記載されていることが認められる。したがって、かかる情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることは明らかであるため、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、かかる情報は、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報又は慣行として公にされ、若しくは公にすることが予定されている情報には該当しないことから、同号ただし書ア及びイに該当せず、かかる情報の内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

なお、審査請求人は、公安委員の在勤庁欄について、前記3(1)ウのとおり主張するが、在勤庁欄に記載された自宅住所の情報は、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報及び公務員の職務遂行の内容に係る情報には該当しないことから、同号ただし書ア及びウに該当しない。

よって、かかる情報は、同号ただし書ア、イ、ウ及びエのいずれにも該当しないと判断する。

オ 別表2の区分欄に掲げるC-2情報からC-5情報まで、C-7情報、C-8情報、D-1情報及びD-2情報（前記アの情報を除く）

当審査会が確認したところ、標記の情報は、警察職員の自宅住所、自宅最寄駅及び警察職員が利用した鉄道交通費の集計額が記載されており、当該警察職員の氏名とともに記載されていることが認められる。したがって、これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることは明らかであるため、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、これらの情報は、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報又は慣行として公にされ、若しくは公にすることが予定されている情報には該当しないことから、同号ただし書ア及びイに該当せず、これらの情報の内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

よって、これらの情報は、同号ただし書ア、イ、ウ及びエのいずれにも該当しないと判断する。

カ 別表2の区分欄に掲げるE-2情報及びH-2情報

要求額情報には、時間外勤務手当として職員個人に支払われた金額に直結する勤務時間に関する情報が記載されている。これらの情報は、個人の財産・収入の状況に関する情報であることから、特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当することから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、これらの情報は、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報又は慣行として公にされ、若しくは公にすることが予定されている情報には該当しないことから、同号ただし書ア及びイに該当せず、これらの情報の内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

よって、これらの情報は、同号ただし書ア、イ、ウ及びエのいずれにも該当しないと判断する。

キ 別表2の区分欄に掲げるG-2情報

当審査会が確認したところ、別添資料に記載された標記の情報は、特定警察署が特定事件捜査の一環として行った照会の対象となった事件関係者の氏名、年齢、生年月日等が記載されていることが認められる。したがって、かかる情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報に該当することから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、かかる情報は、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報又は慣行として公にされ、若しくは公にすることが予定されている情報には該当しないことから、同号ただし書ア及びイに該当せず、かかる情報の内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

よって、かかる情報は、同号ただし書ア、イ、ウ及びエのいずれにも該当しないと判断する。

ク 別表2の区分欄に掲げるP-2情報

法人担当者名は、特定警察署が物品を購入した際の起案文書を構成する参考見積書に記載された見積書提出依頼先の担当者の氏名であることが認められ

る。したがって、かかる情報は、特定の個人が識別される情報に該当することから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、かかる情報は、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報又は慣行として公にされ、若しくは公にすることが予定されている情報には該当しないことから、同号ただし書ア及びイに該当せず、かかる情報の内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

よって、かかる情報は、同号ただし書ア、イ、ウ及びエのいずれにも該当しないと判断する。

ケ 別表2の区分欄に掲げるC-9情報、C-10情報、D-4情報及びD-5情報

標記の情報について、実施機関は、前記4(1)オのとおり、条例第5条第1号本文に該当する旨説明するが、C-9情報及びD-4情報については後記(3)イのとおり同条第4号柱書に該当し、C-10情報及びD-5情報については後記(4)ウのとおり同条第6号に該当するため、同条第1号該当性を判断するまでもなく非公開とすることが妥当である。

コ 別表2の区分欄に掲げるU-2情報

債権者等情報について、実施機関は、前記4(1)コのとおり、条例第5条第1号本文に該当する旨説明するが、かかる情報は、後記(4)カのとおり、同条第6号に該当するため、同条第1号該当性を判断するまでもなく非公開とすることが妥当である。

サ 別表2の区分欄に掲げるW-3情報及びX-3情報

標記の情報について、実施機関は、前記4(1)サのとおり、条例第5条第1号本文に該当する旨説明するが、これらの情報は、後記(4)クのとおり、同条第6号に該当するため、同条第1号該当性を判断するまでもなく非公開とすることが妥当である。

(3) 条例第5条第4号柱書該当性について

条例第5条第4号柱書は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂

行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は、非公開とする旨規定している。

そして、同号アからオまでの各規定は、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす具体的事由を示したものであり、これらの事由がある情報のほか、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」情報も同号柱書により非公開とされ、かかる情報には同号アからオまでの各規定に掲げられた事由がある情報に類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

そこで、別表2の区分欄に掲げるA-3情報、C-9情報、D-4情報、E-2情報、H-2情報、J-2情報、J-3情報、K-2情報、L-2情報、L-3情報、M-2情報、O-2情報、P-3情報、Q-2情報及びU-2情報の同号柱書該当性について、以下、検討する。

ア 別表2の区分欄に掲げるA-3情報、J-2情報、K-2情報、L-2情報、M-2情報、O-2情報、P-3情報及びQ-2情報

本件警電番号は、警察電話の内線番号であることが認められる。そして、警察業務には、検挙や規制を行うものが多く、その業務遂行に当たり被疑者等から反発を招くことが予想されることから、本件警電番号を公開すると、業務妨害等を目的とした被疑者等からの嫌がらせの電話を受けるなど、その結果、通常業務における必要な連絡や突発事案への対応等に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、これらの情報は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

なお、審査請求人は、前記3(2)アのとおり主張するが、たとえ当該警察電話の内線番号がいわゆる司法警察活動にかかわるものでなくとも、警察における電話番号として業務妨害の対象となるおそれがあると認められるため、かかる主張を認めることはできない。

イ 別表2の区分欄に掲げるC-9情報及びD-4情報

当審査会が確認したところ、被害者支援用務先情報には、特定事件の被害者等の住所及び被害者関係先等が記載されていることが認められる。これらの情報が公開されれば、被害者等への無理解による言動、配慮に欠ける対応などの二次被害を受ける可能性があり、ひいては被害者等からの警察への信頼が損な

われ、警察との接触に消極的となり被害者等の視点に立った被害者支援事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、これらの情報は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

ウ 別表2の区分欄に掲げるJ-3情報及びL-3情報

当審査会が確認したところ、標記の情報は、物品を購入する際に契約担当者があらかじめ設定した、契約の目的となる物品、取引の実例価格、需給の状況等を考慮して適正に定めた予定価格及び予定価格を基に購入数量に応じた物品ごとの購入金額が記載されていることが認められる。これらの情報が公開されれば、今後の同種物品の購入契約において、予定価格が類推され、適正な額での契約が困難となるおそれがあることから、支出負担事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、これらの情報は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

エ 別表2の区分欄に掲げるE-2情報及びH-2情報

要求額情報について、実施機関は、前記4(2)ウのとおり、条例第5条第4号柱書に該当する旨説明するが、これらの情報は、前記(2)カのとおり、同条第1号に該当するため、同条第4号柱書該当性を判断するまでもなく非公開とすることが妥当である。

オ 別表2の区分欄に掲げるU-2情報

債権者等情報について、実施機関は、前記4(2)オのとおり、条例第5条第4号柱書に該当する旨説明するが、かかる情報は、後記(4)カのとおり、同条第6号に該当するため、同条第4号柱書該当性を判断するまでもなく非公開とすることが妥当である。

(4) 条例第5条第6号該当性について

条例第5条第6号は、「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」は、非公開とする旨規定している。

同号の規定は、実施機関の犯罪等に関する専門的・技術的判断を尊重する趣旨から、当該実施機関の裁量的判断に相当の理由があると認められる場合には、同

号該当性を認めるものである。

そこで、別表2の区分欄に掲げるB-4情報、C-3情報、C-6情報からC-8情報まで、C-10情報、C-11情報、D-3情報、D-5情報、E-1情報、G-1情報、G-2情報、H-1情報、T-2情報、T-3情報、U-2情報、V-1情報、V-2情報、W-1情報からW-3情報まで及びX-1情報からX-3情報までの同号該当性について、実施機関の判断に相当な理由があるか否か、以下、検討する。

ア 別表2の区分欄に掲げるB-4情報及びC-11情報

当審査会が確認したところ、車両登録番号は、捜査に使用する捜査用車両の登録番号が記載されていることが認められる。

捜査用車両は秘匿性がある捜査等に使用するものであるため、登録番号を公開することにより、当該捜査用車両を使用して行う秘匿の捜査等に支障を来すおそれがあり、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。

よって、これらの情報は、条例第5条第6号に該当すると判断する。

イ 別表2の区分欄に掲げるC-6情報、W-1情報及びX-1情報

当審査会が確認したところ、標記の情報は、事件を直接又は総合的に指揮する立場の警部以上の警察官の氏名及び特定事件を主体的に処理し、各捜査員を指揮する立場にある捜査主任官の氏名が記載されている。これらの情報が公開されれば、被疑者等からの有形無形の嫌がらせを受けるなど、当該警察官の生命、身体等の安全を脅かす犯罪を誘発する可能性があることから、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。

よって、これらの情報は、条例第5条第6号に該当すると判断する。

ウ 別表2の区分欄に掲げるC-10情報及びD-5情報

当審査会が確認したところ、事件捜査用務先情報には、特定事件を含め捜査員が捜査方針に基づき赴いた施設等の名称又は住所が記載されており、個々の捜査員の活動を示した警察の捜査活動につながる情報であることが認められる。これらの情報が公開されれば、捜査の進捗状況、捜査協力者等が推測され、刑事裁判に不当な影響を及ぼす可能性があるなど、公判の適正が確保されなく

なるなど、事件の捜査及び公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。

よって、これらの情報は、条例第5条第6号に該当すると判断する。

エ 別表2の区分欄に掲げるE-1情報、G-1情報及びH-1情報

要求根拠情報には、事件の発生署及び事件主管課が担当する事件・事案名、開始日、体制の人数並びに歳出予算再配当の要求が必要となった理由が、それぞれ記載されていることが認められる。これらの情報が公開されれば、警察が認知し捜査に着手している事件名及び発生署が明らかとなるだけでなく、警察の個別の事件に対する捜査体制、捜査状況等を推測することが可能となることから、いまだ被疑者が未検挙の事件については被疑者の逃亡、証拠隠滅等を、既に被疑者が検挙されている事件についても関係者による証拠隠滅等を容易にさせ、刑事裁判に不当な影響を及ぼす可能性があるなど、公判の適正が確保されなくなるなど、事件の捜査及び公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。また、いまだ警察が認知していない事件の犯人にとっては、自己に捜査が及んでいないことを知れば、逃亡、証拠隠滅等に加え、さらなる犯行に及ぶ可能性があるため、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることについても、相当の理由があると認められる。

よって、これらの情報は、条例第5条第6号に該当すると判断する。

オ 別表2の区分欄に掲げるT-2情報及びT-3情報

当審査会が確認したところ、標記の情報は、特定事件の捜査における証拠品車両登録番号及び当該車両が停車していた住所が記載されていることが認められる。これらの情報が公開されれば、特定事件の立件に必要な証拠品の車両登録番号及び停車場所が明らかとなり、特定事件の刑事裁判に不当な影響を及ぼす可能性があり、公判の適正が確保されなくなるなど、特定事件の捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。

よって、これらの情報は、条例第5条第6号に該当すると判断する。

カ 別表2の区分欄に掲げるU-2情報

当審査会が確認したところ、債権者等情報は、特定事件捜査に伴い、G-1情報に記載された捜査に関する照会を行った際の手数料の支払先である債権者等の区分、支払先住所、支払先名称及び振込先口座情報が記載されていることが認められる。かかる情報が公開されれば、特定事件の捜査先が判明し、刑事裁判に不当な影響を及ぼす可能性があり、公判の適正が確保されなくなるなど、特定事件の捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当すると判断する。

キ 別表2の区分欄に掲げるV-1情報

当審査会が確認したところ、標記の情報は、捜査費の受入と支出の明細を明らかにするための個別の執行に係る月日、摘要、収入金額、支払金額及び差引残高が記載されていることが認められる。かかる情報が公開されれば、捜査費の個別の執行状況が明らかとなり、捜査活動の状況が推認され、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当すると判断する。

ク 別表2の区分欄に掲げるW-3情報及びX-3情報

標記の情報は、捜査費の個別具体的な執行状況が記載されており、捜査体制や捜査活動の情報であることが認められる。これらの情報が公開されれば、捜査費の個別の執行状況が明らかとなり、捜査活動の状況が推認されるとともに、情報提供者等の捜査協力者が特定されることとなれば、被疑者等からの報復や、今後の捜査協力が得られなくなるなど、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。

よって、これらの情報は、条例第5条第6号に該当すると判断する。

ケ 別表2の区分欄に掲げるC-3情報、D-3情報、V-2情報、W-2情報及びX-2情報

標記の情報について、実施機関は、前記4(3)イのとおり、条例第5条第6号に該当する旨説明するが、これらの情報のうち、警部補以下の階級にある捜査

員の氏名は前記(2)ア、自宅住所及び自宅最寄駅は前記(2)オのとおり、同条第1号に該当するため、同条第6号該当性を判断するまでもなく非公開とすることが妥当である。

コ 別表2の区分欄に掲げるC-7情報及びC-8情報

標記の情報について、実施機関は、前記4(3)ウのとおり、条例第5条第6号に該当する旨説明するが、これらの情報は、前記(2)オのとおり、同条第1号に該当するため、同条第6号該当性を判断するまでもなく非公開とすることが妥当である。

サ 別表2の区分欄に掲げるG-2情報

別添資料について、実施機関は、前記4(3)カのとおり、条例第5条第6号に該当する旨説明するが、かかる情報は、前記(2)キのとおり、同条第1号に該当するため、同条第6号該当性を判断するまでもなく非公開とすることが妥当である。

(5) 条例第7条該当性について

条例第7条は、「実施機関は、公開請求に係る行政文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該行政文書を公開することができる」旨規定しているところ、審査請求人は、同条の規定に基づく裁量的公開を求めているため、以下、検討する。

ア 条例第7条は、条例第5条各号に規定する非公開情報であっても、「公益上特に必要があると認めるとき」に当該非公開情報の裁量的公開を認める規定であり、同条第1号ただし書エ、第2号ただし書及び第5号ただし書の規定による人の生命、身体などの保護のため必要な場合の公開義務に比べ、より広い社会的、公共的な利益を保護する特別の必要があり、かつ、かかる公益が、公開しないことにより保護される権利利益を特に上回る場合をいうと解される。

イ これを本件についてみると、条例第5条第1号本文、第4号柱書及び第6号のいずれかに該当するため非公開とされた本件非公開情報を公開しなければならぬほどの公益上特に必要があると認めべき事情は存しないので、実施機関が本件非公開情報につき条例第7条の規定による裁量的公開をしなかったことは、不相当とはいえない。

(6) その他

審査請求人は、前記 3 (6) のとおり、情報公開制度の運用の仕方に関しても種々主張している。

しかしながら、附属機関の設置に関する条例の別表は、当審査会の所掌事項を「条例第 10 条第 1 項に規定する諾否決定若しくは条例第 5 条に規定する公開請求に係る不作為に係る審査請求又は条例第 26 条第 5 項の規定による助言の求めにつき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告すること。」としており、これは、当審査会が、公開請求の対象となった行政文書に含まれる情報の非公開事由該当性（条例第 5 条各号）、公開請求の対象となった文書の行政文書該当性（条例第 3 条第 1 項）やその存否等を調査審議することを定めた規定であると解される。

これを踏まえると、審査請求人の主張は、情報公開制度の事務処理に関する事項に留まり、本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められるため、当審査会は、審査請求人のいずれの主張についても調査審議する立場にない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表 1

本件処分において特定された文書一覧		
番号	文 書 名	略 称
1	活動旅費起案文書	A文書
2	駐車場利用料起案文書	B文書
3	旅行命令簿・旅費請求書（内国）	C文書
4	旅行命令簿（内国）	D文書
5	県費歳出予算配当（令達）請求書 （H28. 8. 12、H28. 9. 12）	E文書
6	県費歳出予算再配当（支出計画）要求書 （H28. 7. 28）	F文書
7	県費歳出予算再配当（支出計画）要求書 （H28. 8. 10）	G文書
8	県費歳出予算再配当（令達）要求書 （H28. 8. 19、H28. 9. 20）	H文書
9	平成 28 年度第 2 四半期追加分県費歳出予算内示	I文書
10	写真用紙ほかの購入（伺い）（執行伺票）	J文書
11	写真用紙ほかの購入（伺い）（支出命令票）	K文書
12	USBメモリーの購入（伺い）（執行伺票）	L文書
13	USBメモリーの購入（伺い）（支出命令票）	M文書
14	上半期分複写機用再生紙の購入の増額について	N文書
15	上半期分 複写機用再生紙購入代（7月分）	O文書
16	輪ゴムほかの購入（伺い）（執行伺票）	P文書
17	輪ゴムほかの購入（伺い）（支出命令票）	Q文書
18	8月分経常物品の発注について（伺い）	R文書
19	照会文書回答手数料の不足額の要求（伺い）	S文書
20	証拠品車両移動料（支払）（伺い）	T文書
21	照会文書回答手数料（伺い）	U文書
22	現金出納簿	V文書
23	捜査費証拠書類綴（平成 28 年度 8 月分）	W文書
24	9 月分（捜査費証拠書類）	X文書

別表 2

本件処分における非公開情報			
文書	区分	非公開情報	条例適用条項 (第5条各号)
A文書	A-1	警部補以下の階級にある警察官(相当職を含む)の氏名及び印影	第1号
	A-2	振込金額及び振込先欄	
	A-3	警電番号	第4号柱書
B文書	B-1	警部補以下の階級にある警察官(相当職を含む)の氏名及び印影	第1号
	B-2	駐車場名、送迎先施設名及び領収書	
	B-3	振込先欄	
	B-4	車両登録番号	第6号
C文書	C-1	公安委員の在勤庁及び出発地・用務地欄の自宅住所並びに利用駅欄の自宅最寄駅	第1号
	C-2	警部補以下の階級にある警察官(相当職を含む)の氏名、出発地・用務地欄の自宅住所及び利用駅欄の自宅最寄駅	
	C-3	警部補以下の階級にある捜査員の氏名、出発地・用務地欄の自宅住所及び利用駅欄の自宅最寄駅	第1号 第6号
	C-4	警部以上の警察官の出発地・用務地欄の自宅住所及び利用駅欄の自宅最寄駅	第1号
	C-5	警部以上の警察官の支給額	第6号
	C-6	警部以上の捜査員の氏名	
	C-7	警部以上の捜査員の出発地・用務地欄の自宅住所及び利用駅欄の自宅最寄駅	第1号 第6号
	C-8	警部以上の捜査員の支給額	第1号 第4号柱書
	C-9	用務名が大規模被害者支援用務の出発地・用務地欄、利用駅欄及び用務先	
	C-10	用務名が捜査用務の出発地・用務地欄、利用駅欄及び用務先	
	C-11	車両登録番号	第6号
D文書	D-1	警部以上の警察官の出発地・用務地欄の自宅住所	第1号
	D-2	警部補以下の階級にある警察官(相当職を含む)の氏名、出発地・用務地欄の自宅住所	第1号
	D-3	警部補以下の階級にある捜査員の氏名	第1号 第6号
	D-4	用務名が大規模被害者支援用務の出発地・用務地欄	第1号 第4号柱書
	D-5	用務名が捜査用務の出発地・用務地欄	第1号 第6号

本件処分における非公開情報			
文書	区分	非公開情報	条例適用条項 (第5条各号)
E文書	E-1	要求事由、別添要求資料の件名欄、開始日欄及び体制欄並びに所要額の積算内訳の件名欄及び人数	第6号
	E-2	別添要求資料の所要額欄、基本経費、振替勤務等による対応額欄及び要求額欄並びに所要額の積算内訳の積算内訳欄	第1号 第4号柱書
G文書	G-1	要求額の積算内訳及び要求の内容	第6号
	G-2	別添資料	第1号 第6号
H文書	H-1	要求事由、別添要求資料の件名欄及び体制欄並びに所要額の積算内訳の件名欄	第6号
	H-2	別添要求資料の所要額欄、基本経費、振替勤務等による対応額欄及び要求額欄並びに所要額の積算内訳の積算内訳欄	第1号 第4号柱書
J文書	J-1	警部補以下の階級にある警察官(相当職を含む)の氏名及び印影	第1号
	J-2	警電番号	第4号柱書
	J-3	予定価格内訳の単価欄及び金額欄	
K文書	K-1	警部補以下の階級にある警察官(相当職を含む)の氏名及び印影	第1号
	K-2	警電番号	第4号柱書
L文書	L-1	警部補以下の階級にある警察官(相当職を含む)の氏名及び印影	第1号
	L-2	警電番号	第4号柱書
	L-3	予定価格内訳の単価及び金額	
M文書	M-1	警部補以下の階級にある警察官(相当職を含む)の氏名及び印影	第1号
	M-2	警電番号	第4号柱書
N文書	N-1	警部補以下の階級にある警察官(相当職を含む)の氏名及び印影	第1号
O文書	O-1	警部補以下の階級にある警察官(相当職を含む)の氏名及び印影	第1号
	O-2	警電番号	第4号柱書
P文書	P-1	警部補以下の階級にある警察官(相当職を含む)の氏名及び印影	第1号
	P-2	法人担当者名	
	P-3	警電番号	第4号柱書

本件処分における非公開情報			
文書	区分	非公開情報	条例適用条項 (第5条各号)
Q文書	Q-1	警部補以下の階級にある警察官（相当職を含む）の氏名及び印影	第1号
	Q-2	警電番号	第4号柱書
R文書	R-1	警部補以下の階級にある警察官（相当職を含む）の氏名及び印影	第1号
T文書	T-1	警部補以下の階級にある警察官（相当職を含む）の氏名及び印影	第1号
	T-2	証拠品車両登録番号	第6号
	T-3	停車場所	
U文書	U-1	警部補以下の階級にある警察官（相当職を含む）の氏名及び印影	第1号
	U-2	債権者等、住所、名称及び振込先	第1号 第4号柱書 第6号
V文書	V-1	個別の執行に係る月日欄、摘要欄、収入金額欄、支払金額欄及び差引残高欄	第6号
	V-2	警部補以下の階級にある捜査員の氏名及び印影	第1号 第6号
W文書	W-1	警部以上の警察官の氏名	第6号
	W-2	警部補以下の階級にある捜査員の氏名及び印影	第1号 第6号
	W-3	個人の住所及び氏名並びに犯罪捜査活動等に関する協力者等に対する諸経費の個別の執行に係る支払月日、名目、支出額、支払先及びその他個別執行の状況が分かる情報	
X文書	X-1	警部以上の警察官の氏名	第6号
	X-2	警部補以下の階級にある捜査員の氏名及び印影	第1号
	X-3	犯罪捜査活動等に関する諸経費	第6号

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和元年7月12日 (收受)	○ 諮問
令和2年11月26日	○ 実施機関から条例第20条第3項の規定に基づき提出された意見書を收受
12月17日	○ 審査請求人から条例第20条第3項の規定に基づき提出された意見書を收受
令和2年12月21日 (第204回部会)	○ 審議
令和3年1月28日 (第205回部会)	○ 審議
3月31日 (第206回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	部 会 員
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
常 岡 孝 好	学 習 院 大 学 教 授	会 長
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
堀 内 かおる	横 浜 国 立 大 学 教 授	

(令和3年3月31日現在) (五十音順)